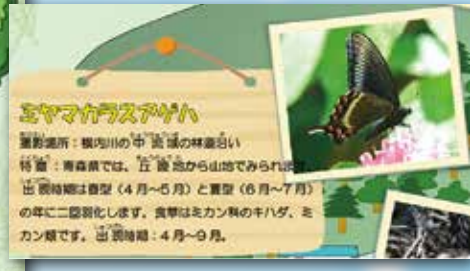


あおもり水道だより



HPアドレス: <https://www.city.aomori.aomori.jp/josui-yokouchi/suido/oishiimizu-mamoru/yokouti-life.html>

☆ トピックス ☆	
P1	令和2年度青森市水道事業の主な事業 令和2年度青森市水道事業会計予算
P2	給水装置・貯水槽水道について 無届工事や水道水の不正使用は過料が科されることがあります
P3	浄水場見学について 水道メーター検針時のお願い
P4	水源保護区域での下記の行為には届出が必要です! 水道料金等のお支払い方法について
P5	水道水の水質検査について
P6	油川配水所が53年の歴史に幕を閉じました 引越し(転入・転出)の手続きはお早めに
P7	水道部では新型コロナウイルス対策に取り組んでいます 青森市水道事業ホームページをご活用ください お問い合わせ先一覧

～横内川の生き物～

水道部では、横内川上流域の水環境を把握し適切なリスク管理を行うことで、横内浄水場の安定的な水づくりを維持することを目的に「横内川水源涵養保安林区域生態動向調査」を実施しました。詳細は、青森市水道事業ホームページをご覧ください。



青森市水道キャラクター「しずくちゃん」

◆ 令和2年度青森市水道事業の主な事業 ◆

平成31年3月に策定した「青森市水道経営プラン（2019～2028）」に掲げる基本理念「真の豊かさをもたらす水環境」の実現を目指し、次の5つの柱を中心に各種事業をすすめています。

1 安定した給水の確保

- ①漏水対策事業
各種漏水調査を実施し漏水の早期発見に努めます。
・配水管調査(漏水探知機による路面音聴調査)
・毎戸調査(音聴棒による給水管の漏水音調査)
・夜間流量測定調査(調査区域における漏水量調査)
- ②老朽塩化ビニル給水管改修事業
塩化ビニル給水管の一部をポリエチレン管に改修し、漏水の抜本的解決を図ります。
(本年度は三内地区及び石江地区)
- ③横内浄水場北系沈殿池等更新事業
老朽化した浄水施設のうち、木の葉や砂などを取り除くための沈殿池を更新します。本年度は機械・電気設備を更新します。

2 良質でおいしい水の供給

- ①配水管整備事業
老朽管の布設替えを行い、水質劣化や漏水を防止します。
(整備延長 12,815m)
- ②横内浄水場紫外線・塩素処理棟建設事業
浄水処理強化のための紫外線処理施設の設置及び老朽化した塩素処理設備の更新を合わせて実施します。

3 災害に強い水道の構築

- ①基幹耐震管路整備事業
大規模地震のとき、基幹となる配水管の損傷を最小限にとどめ、市民生活に影響を及ぼす減断水などの発生を抑えるため、基幹管路の耐震化を図ります。
(整備延長 585m)
- ②堤川浄水場発電機及び変電設備更新事業
老朽化した堤川浄水場の非常用発電機を更新し、災害時に備えます。
- ③災害対策用資機材備蓄事業
災害対策用資機材の効果的な備蓄を図ります。
(給水タンク 2基)

4 経営基盤の強化

- ①広報活動事業
施策や事業について積極的に情報提供します。
(「水道だより」発行、PR用ペットボトル水「フナの雫」製造)
- ②広域連携の推進
災害訓練の共同開催など、東青地区5市町村による広域連携に取り組みます。

5 環境への配慮

- 資源リサイクルの推進
浄水場で排出する浄水処理発生土を肥料などとして有効利用します。

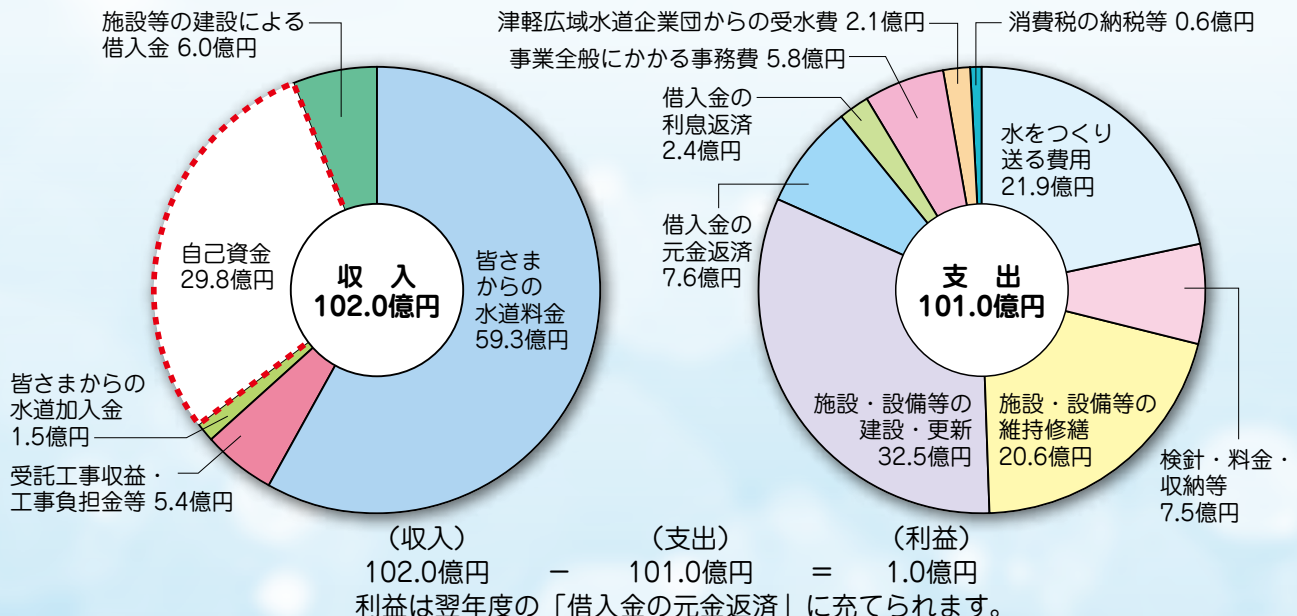
◆ 令和2年度青森市水道事業会計予算 ◆

水道事業は、市民の皆さまからの水道料金で運営されています。

近年、水道水の使用量が年々減っているため、水道料金収入も減少していますが、老朽化した施設の更新や災害対策などのため、今後も多額の費用が見込まれています。このような中、令和2年度の予算規模は前年度に比べ、4.6%増(金額では4億4,432万円増)の100億9,205万円となりました。

今後も一層効率的な経営を行っていくため、緊急性や重要性の高い事業に優先して取り組んでいきます。

令和2年度予算内訳



◆ 浄水場見学について ◆

【堤川浄水場見学中止のお知らせ】

堤川浄水場では、新型コロナウイルス感染拡大防止と、場内の大規模工事実施に伴う安全性の確保のため、今年度の施設見学を中止させていただきます。

施設見学の再開につきましては、青森市水道事業ホームページ等でお知らせします。

なお、水道部製作の「青森市水道事業紹介DVD」を、希望する小学校に貸し出します。

総務課総務管理チーム ☎(017)734-4201 までご連絡ください。

※下記内容は施設見学ができるときのご案内です。



青森市水道事業紹介DVD

堤川浄水場では、小学校などの団体や一般の方々を対象に施設見学を実施しています。青森市の水道のことや実際に安全でおいしい水道水ができるまでの過程について、ビデオを交えて職員が詳しく説明しながら、施設をご案内します。

◆ 一般的な見学例

堤川浄水場の見学内容	所要時間
☑ 青森市の水道について	15分
☑ 場内見学（屋内）	15分
☑ 青森市の水道紹介ビデオ	15分
☑ 質疑応答	5～10分
見学時間の目安	50～55分



堤川浄水場

◆ 期間など

期間	土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く平日
時間	午前9時から午前12時まで 午後1時から午後4時まで

※横内浄水場については、工事のため当分の間、施設見学は受付けておりませんのでご注意ください。

◆ お申込み方法

事前に電話での予約が必要です。下記へ直接お申込みください。

（予約状況により、見学日時のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

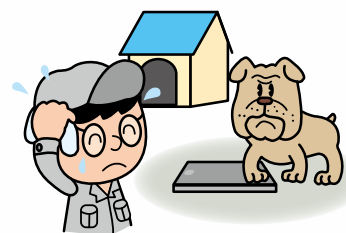
所在地	電話番号
青森市大字野沢字稻荷沢58-4	堤川浄水課浄水チーム ☎(017)739-5242

◆ 水道メーター検針時のお願い ◆

毎月の水道料金等は、検針員が水道メーターにより計量した使用水量をもとに算定します。

検針の際の妨げとなりますので、メーターボックスの上には障害となる物（車・積荷など）を置かないように、ご協力をお願いします。

また、犬小屋なども離れた場所に設置してくださるようお願いいたします。



◆ 水源保護区域での下記の行為には届出が必要です！ ◆

本市では「青森市横内川水道水源保護条例」を制定し、行政・市民及び事業者などが一体となって横内浄水場の水道水源を守ることとしています。

このほかに「青森市水道水源保護指導要綱」により、他の水道水源についても保護しています。詳しくは、青森市水道事業ホームページでご確認ください。

【届出が必要な行為】

- 汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物を設置する行為（建築物の改築、増築などを含む）
- 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、その他土地の形質を変更する行為
- さく井（井戸を掘ること）などの行為
- 水道水源に汚染等の影響を及ぼすおそれのある行為



水源保護区域内で上記の行為を行う場合は、個人、事業者を問わず、全て届出が必要です（一部例外あり）。

総務課財産チーム
☎(017)734-4201

◆ 水道料金等のお支払い方法について ◆

◎納入通知書によるお支払い

毎月末頃にお届けする「水道料金・下水道使用料等納入通知書」をご持参のうえ、納入期限までに指定の納入場所でお支払いください。

【納入期限】 検針した月の翌月15日（休日等の場合は翌営業日）

◆指定の納入場所

青森市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行除く）、コンビニエンスストア、水道部窓口（営業課・浪岡事務所上下水道課）です。（詳しくは、納入通知書の裏面をご覧ください。）

◎口座振替によるお支払い

以下をご持参のうえ、金融機関、営業課又は浪岡事務所上下水道課の窓口でお申し込みください。

領収書又は使用水量のお知らせ

預貯金通帳

お届け印



又は



☆ご利用可能な金融機関

青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫・青森県信用組合・東北労働金庫・みずほ銀行・秋田銀行・岩手銀行・北日本銀行・青森農業協同組合・青森県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

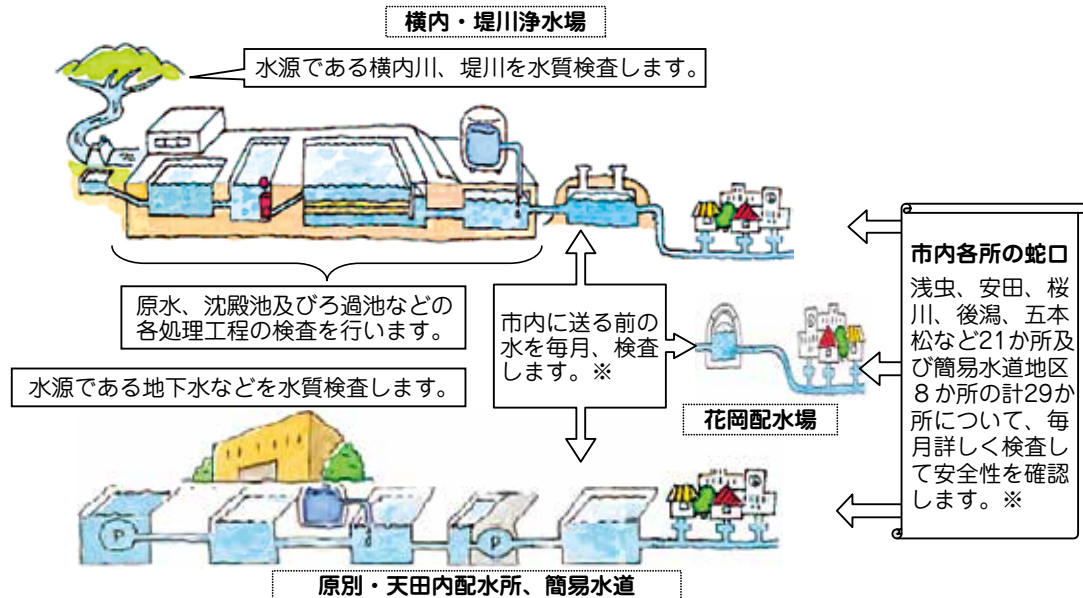
◆ 水道水の水質検査について ◆

令和2年度水質検査計画の概要について

水道事業にはいつでも安全・安心な水道水を安定的にご利用いただけるよう、水道事業の概要、水質の状況、採水地点、水質検査項目及び検査頻度とその方法、並びに信頼性確保のための取り組み内容等について毎年水質検査計画を策定し、お客様に情報提供を行うことが水道法により義務づけられています。

この計画に基づき、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認するとともに効果的・効率的な水質管理を行い、高い品質を維持しています。

水質検査計画における検査地点の概要



※ 市内に送る前の水や各地区の蛇口の水は、毎月行う詳しい水質検査の他に、色・濁り・消毒用塩素の残留状況を毎日調べています。(市内各地区の蛇口の毎日検査箇所は35か所)

シリーズ「水質基準って何？」

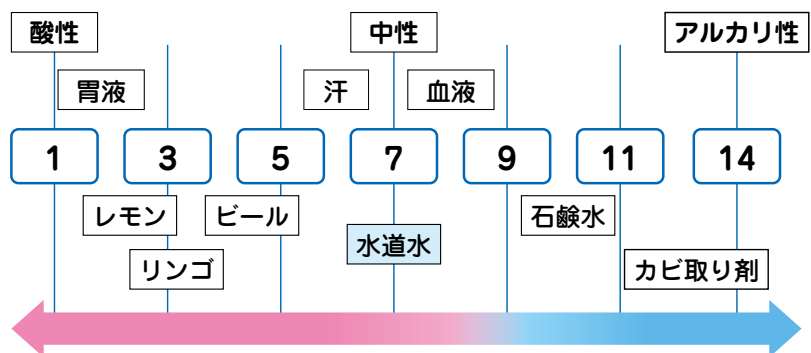
今回は、酸・アルカリによる水源などの汚染の確認や、浄水場における薬品注入量の決定、水道施設に対する腐食性の判定など、水道にとって非常に重要な指標であるpHについて、簡単にご紹介します。

酸性・アルカリ性の度合い(強さ)は、pH(ピーエッチと読む)と呼ばれる0から14までの数値を使います。pHの値に単位はありません。pH=7が中性で、それより数値が小さいほど酸性が強くなり、それより数値が大きいほどアルカリ性が強くなります。pHの水道水質基準値は5.8~8.6で、水道施設の腐食等を防止する観点から、中性付近の値にあることが望ましいとして決められています。

これは、化学的根拠に基づく基準ではなく、過去の実態調査で、自然水のpHがおおむね5~9であるという結果に基づいています。



身の周りのpH



横内浄水課水質管理チーム
☎(017)738-6507

◆ 油川配水所が53年の歴史に幕を閉じました ◆

昭和41年に供用開始され、主に市内北部地区に水道水を配水していた油川配水所は、施設の老朽化や電気設備などの更新に多額の費用を要することから、今後の水需要を踏まえ、令和元年12月に配水を停止しました。

なお、市内北部地区への配水は、現在、天田内配水所が受け持っており、水量・水圧ともに良好であることが確認できています。

※令和元年12月以前の配水エリア



令和元年12月以降油川系（黄色）エリアには天田内配水所より配水しています

～今後とも安定した給水を確保します～



昭和50年代初期の油川配水所
(当時は、管理棟玄関前に噴水がありました。)

～油川配水所の解体工事について～

令和3年度から解体工事に着手する予定です。

解体工事中は、騒音など、市民の皆さまにご迷惑をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力をお願いします。

◆ 引越し（転入・転出）の手続きはお早めに ◆

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算ができませんのでご注意ください。

転入時の手続き（使用開始の手続き）

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入の上、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は、営業課又は浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

転出時の手続き（使用中止の手続き）

次の事項について営業課又は浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

《ご連絡いただく事項》

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

営業課 ☎(017)734-4281・浪岡事務所上下水道課 ☎(0172)62-1143

◆ 水道部では新型コロナウイルス対策に取り組んでいます ◆

水道部では、窓口カウンターに飛沫感染防止のためのアクリル板を設置しているほか、執務室内への入室制限やアルコール消毒液による手指消毒の徹底など、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。

市民の皆さまにおかれましても、来庁の際はマスク着用等の咳エチケットの徹底など、感染症対策へのご協力をお願いします。



料金収納窓口の様子



1フロアの来庁者案内

◆ 青森市水道事業ホームページをご活用ください ◆

青森市水道事業ホームページでは、水道料金や水道トラブルの際の案内のほか、皆さまに安全でおいしい水を継続的にお届けするための仕組みや事業の紹介など、市民や事業者の皆さまに向けて、さまざまな情報を掲載しています。

また、本年4月からは、青森市内の水道工事情報がGoogleマップを通して閲覧できるようになりました。

情報は随時掲載・更新していますので、水道で不明な点があった際はぜひご確認ください。

(下記URLよりアクセス、または「青森市水道事業」で検索)



HPアドレス : <https://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html>

お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話番号
料金関係	水道の使用開始・終了など(転入・転出)	営業課各チーム (検針・収納・業務管理)	(017)734-4281
	料金の確認、支払い(口座振替・納付書払)		(017)734-4202
	★浪岡地区については	浪岡事務所上下水道課 水道チーム	(0172)62-1143
給水装置関係	給水装置の新設・改造、水道加入金など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017)777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源保護指導要綱に関する事前協議など	総務課財産チーム	(017)734-4201
水質関係	水の味、においが気になる場合など	横内浄水課水質管理チーム	(017)738-6507
	水のごり、色が気になる場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設使用料に関すること	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017)752-0029
	★浪岡地区については	浪岡事務所上下水道課 下水道チーム	(0172)62-1159

「水道だより」についてのご意見や感想などは、青森市企業局水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号 電話(017)734-4201 FAX(017)774-4913

E-Mail : josui-somu11@city.aomori.aomori.jp